

厚岸町議会 第4回定例会

令和4年12月8日
午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和4年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、音喜多議員の一般質問を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 おはようございます。

令和4年第4回定例会に当たり、先に通告しております2点についてお伺いいたします。

まず1点目に、中学校の部活指導の地域移行についてお伺いいたします。

現在、学校教職員の働き方改革が問われております。学校での放課後における部活動指導の先生らが長時間に及び長時間労働の要因の一つだとも言われております。

国は、平成5年度から、その地域で部活の専門性のある指導者を学校の部活の指導者として、町が登録して指導をお願いする地域移行性ができるようになりました。

そこでお尋ねします。現在町内の三つの中学校の運動系、文化系の活動の実態はどのようなになっておられますか。

同様に小学校の少年団活動もお伺いいたします。

地域移行性が可能となりますが、現在、将来を含め、厚岸町はどのように考え、対応されていくつもりでありますか。

指導する教員の休日は休むという休日確保の観点から、土曜、日曜の部活指導は地域の指導者をお願いするという考え方にならないでしょうか。

当町にはスポーツ課があります。優れた指導者がいるとも言われております。指導にどの程度、どんな方法など、いろいろあると思いますが、そこは分かり知りませんが、スポーツ課の支援が可能であれば、検討する余地はありませんか。

2点目に、テレビ共同視聴についてお伺いいたします。

テレビ難視聴地区から、町の光ケーブルによるテレビ視聴への切替えは、現在どのようなになっていますか。

現在、光ケーブルへの切替えを希望する地区は、何地区、何世帯残っておりますか。

今後の切替計画はどのようなになっているか。

以上、1 回目の質問とさせていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

4 番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1 点目のご質問については、教育長から答弁があります。

私からは、2 点目のテレビ共同視聴についてのうち、アの「現在、光ケーブルへの切替えを希望する地区は、何地区、何世帯残っているか」についてであります。現在、町内のテレビ共同受信施設組合は、門静区が23世帯、苫多地区が12世帯、住の江地区が278世帯、糸魚沢地区が12世帯、計4組合、325世帯があります。

このうち、町の光ケーブルによるテレビ視聴に切替希望があるのは、門静地区、苫多地区、住の江地区の3組合、313世帯であります。

次に、イの「今後の切替予定計画は」についてであります。要望のある3地区の組合のうち、門静と苫多の組合については、令和3年度に「光ケーブルによる視聴への切替要望」があったため、事業化に向けて検討・調整を行い、令和5年度に切替えを行う予定であります。

残る住の江地区については、令和元年に相談があった際には、光ケーブルによる視聴を希望しているものの、既存施設の撤去費用などの課題があるため、組合として今後の方針を検討するとのことですので、現時点では、切替えをする計画はありません。

私からは、以上でございます。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、1 点目の「中学校の部活指導者の地域移行について」お答えいたします。

初めに、（1）の「ア、部活動の活動実態」についてですが、運動系の部活は、中学校全体で、野球、サッカー、バドミントン、陸上、バスケットボール、柔道が活動しております。このうち、野球、サッカー、バスケットボールは、所属人数が少なく単独校での大会参加ができないことから、合同チームとして大会参加しております。また、柔道は、少年団チームに所属していることから、中体連のみ学校として参加しており、個人競技として取り組んでいる水泳などは、生徒の希望により、大会参加の機会を保障しております。なお、文化系の部活動は、吹奏楽が2校で活動しております。

1 日の活動時間は、国のガイドラインに基づいて定めた厚岸町立学校に係る部活動の方針により、平日は放課後の2時間程度、休日は3時間程度となっております。また、休養日は、週に2日以上確保することとしており、平日の少なくとも1日、土曜日曜は少なくとも1日の休養日を設けております。

次に、「イ、小学校の少年団活動」についてですが、運動系の少年団は、野球、サッ

カー、バドミントン、陸上、バスケットボール、柔道、空手、少林寺が活動しております。

それぞれの少年団の週の活動状況は、柔道、空手、少林寺は平日の放課後1日が活動日で、土曜日曜は休養日、陸上は平日の放課後2日が活動日で、土曜日曜は休養日、バスケットボールは平日の放課後3日が活動日で、土曜日曜は休養日、野球、サッカー、バドミントンは平日の放課後3日から4日及び土曜に活動を行い、日曜は休養日となっております。なお、小学校におきましては、現在、文化系の団体は活動しておりません。

次に、「ウ、部活動の地域移行」についてですが、国の検討会議において、休日の部活動から段階的に地域へ移行していくことが基本とされており、令和5年度から開始し、令和7年度末までに移行を図ることが目標として示されており、今年度中に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が、全面的に改定される予定となっております。

このガイドラインが改定された後、北海道教育委員会では、北海道部活動の地域移行に関する推進計画の素案を示す予定であり、これを受け、当町においても、これらの計画に沿って地域移行を進めることとしております。

具体的には、令和5年度に部活動の地域移行推進のための協議会を設置し、生徒、保護者、部活動の顧問等に対して調査を行うほか、指導者の確保、活動場所など、当町の状況を捉えながら地域のスポーツ機会の確保と、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を目指して協議することを想定しております。

次に、「エ、教員の確実な休日確保の観点から、土曜日、日曜日のみの地域移行は検討できないか」についてであります。令和5年度に設置する協議会での検討にもありますが、令和6年度には、可能な部活動から休日へ移行できるものと考えております。

次に、「オ、スポーツ課の支援」についてであります。部活動を地域へ移行するにあたっては、運動系、文化系を合わせて検討することが必要と考えており、同時に、地域の理解や条件の整備など、実情に合わせた協議が必要となります。

教育委員会といたしましては、スポーツ課のみならず、生涯学習課、管理課、指導室がそれぞれの役割を果たしながら連携するとともに、協議を重ね、持続可能な新しい部活動の在り方を検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、テレビのほうからお伺いしてまいります。

現在、すると平成5年に苫多、門静、これをやって終わりということになるわけですね。その辺は、間違いはないですか。今、5年度に切替えを行う予定だということですが、これで終わりますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、現在、切替えを計画しているものが苫多、門静の令

和5年度の切替えということで、それ以外が、現時点では計画はしていないということではありますが、地域の実情をお聞きしながら、住の江のほうも希望はしておりますので、組合としての方針、考え方等をちょっと整理するということでしたので、今後もそういう住の江ですとか、残っている糸魚沢の意向も随時お聞きしながら、その切替えについては検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 いわゆる未解消地区というか、糸魚沢と住の江が残るわけですね。これについて、町側からは積極的には聞いていくというそういう姿勢はないですか。それとも、地域の意向待ちという、構える形で臨まれますか。どちらですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） この光への切替えにつきましては、あくまでも地域の要望があつてのということになりますので、こちら側から積極的に光どうですかというようなことではありませんが、その地域の希望、要望を聞き取りながら、都度対応してまいりたいと思いますので、この後にでも残る二つの状況について、改めてその状況ですとか、今後の考え方等をお聞きした上で、地域とも調整をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後に、ちょっとこの部分で。うちの町の光ケーブル、容量的にとか、そういう規制は全くないと考えていいですか。いわゆる、これ以上やってはケーブルがもたないとか、収納の容量がオーバーするとか、そういう技術的な面での不可能というか、マイナス面は全く考えなくていいと思っていいいですか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 共聴組合から光ケーブルに切り替えるに当たりましては、これまでも七つの組合で切替えを行ってきておりますが、その都度、光を配信するための集中的な施設がありまして、そちらを増強しなければ各戸に配信できないというようなものがございますので、都度予算を組ませていただいて、その増強する改修を行ってきておりますので、仮に住の江ですとか糸魚沢が光にということになりますと、その部分、現時点の施設の容量と言いますか、対応できる数に限りがありますので、その部分を増強しなければならないというのは必要になってまいりますが、できないということではございません。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 最後にそのところをちょっと。残っている数が325世帯のうち、門静、苦多、とりわけ300切る程度の、300くらい、糸魚沢が12で、ちょうど293、300切る形になりますけれども、増設することによって、本体そのものに支障はないと。増設部分は、それは乗つけることによって、本体に全く支障はないと、あと300ほど増設しても、そのように理解していいですか。容量的にどうなのですか。その辺伺います。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 光によってテレビを配信するのが、役場の裏にセンター設備というものがございまして、そちらをとおして、各地域に配信をしております。今回、令和5年度に計画しております門静、苦多地区の光配信にあたりましては、そちらの設備を増強しなければ対応できませんので、現時点の見積では2,200万円ほど、その増強に費用がかかるということで試算をしております。ですから、住の江ですとか糸魚沢を光ケーブルで配信するとなると、さらにその設備を増強する、いわゆる本体と言いますか、そちらを増強するために、恐らく七、八千万円とか、そのくらいは、過去の例からいくとかかってくるのではないかなとは考えておりますが、そういった増強をすれば配信することは可能だということでございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、最初の学校の部活動の状況について伺っていきます。

まず初めに、児童生徒等、子どもの成長を支えるには、やはりスポーツや音楽、文化含めて、市民や興味を持つ、そういう行動に正しく大人がというか、指導していくと、それは社会の責任でもありますし、子どもの健全育成には大事なことで、大いにやっていかなければならない問題だと思います。そういった意味では、教育現場では、非常に苦労されてきていると。今まで言われてきている苦労の中には、長時間労働ということが一つの問題とされております。現実には、今まで子どもたちもたくさんおられましたから、いろいろそういう好きなものには多くの部員がいて、先生も大変だったろうと思いますが、そういった点では、先生の時間外というか、それは原因の先生が自由と言ったら変ですけれども、休みが長時間労働になる原因だったと言われておりますが、それは現場で見ている先生方も実際にそうだと思うのですが、その辺は教育委員会ではどのように捉えておりましたか。その辺伺います。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 部活動支援に伴う教員の長時間労働についてですが、こちらは、部活動は生徒の自主的な活動ということで、それを支えるということで、指導者として教員が担ってきた部分であります。放課後の活動になりますと、活動時間が長いことにより、熱心な指導、熱心な練習ということもあるのですが、長時間の労働

に起因している要因ではあると認識しております。

それで、働き方改革ばかりではないのですけれども、子どもの負担軽減という観点からも、健全育成の観点から、部活動の在り方について少しずつ見直しが図られてきております。具体的には、まず、指導者を複数体制にするということで、厚岸町の部活動では2人ないし3人、多いところで4人の指導者がついておりまして、その3人、4人の指導者が毎回の練習に必ず出ることではなく、輪番制を敷くなどして負担軽減も図っているところであります。

また、活動時間を夜の8時までというように長く設定するのではなく、時間の目安を決めて、2時間、休日については3時間ということで、集中して練習をする時間を設けることで負担を軽減するというのが図られております。

これは教員の働き方ばかりではなく、子どもの負担軽減という側面も考慮して、このように対応しているところでございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 最近、部活だけではなくて、いわゆる子どもに関わるというか、いじめ問題だとか、あるいは不登校だとか、親の貧困、子の貧困とも言われておりますが、そういう貧困から来る家庭の事情だとか、そういう問題点、学校が個別に、個々に対応しなければならない問題。今までは熱心な先生による部活のみならず、近年はそういう部分での長時間の対応というか、そのようになってしまってきてると、そういう傾向が指摘されておりますが、現在厚岸町においても、過去を含めて、あるのかどうなのか、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 生徒指導的なことによる長時間労働ということで考えてよろしいでしょうか。そちらについてお答えいたします。

事案によっては、当然学校で対応すること、聞き取り、説明等、今後の対応の協議も含めて、事案が発生した際には長時間になるということはありません。ここ数年でどうであったか、どれくらいの長時間というような把握はしておりませんが、事案が発生した場合、早期対応ということが鉄則でございますので、こちらについては、学校としては対応していかなくてもならないことですので、場合によっては長時間の労働になるということはありません。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっと古い話ですけれども、文科省の調査によれば、平均的なのかどうなのか分かりませんが、80時間を超える長時間労働というか、そういう先生もいると。80時間といたら、一時間問題になりました過労死の問題につながっていくくらいの長時間労働になるわけですけれども、厚岸では、この地域では、そういう指摘される

ようなことはないと見てよろしいですか。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 教員の勤務時間につきましては、校務支援システムを用いて打刻をするということで、客観的な把握ということで行っております。その前に、働き方改革が全面に出てくる前は、その把握がありませんが、80時間を超えることは相当な負担であるということで、全国的には是正を図っているところでして、厚岸町においても同様に、部活動ばかりではなく、校務の整理、それから仕事が一人にかからないような組織的な対応等をとおして、業務のスリム化を図っております。現在のところ、80時間を超えるような先生はおらず、ただ、4月ですとか、学期末においては業務が多く成ることから、目安とされている45時間をやや超える職員はおりますが、随分と改善は図られてきております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 文科省が25年まで教員の完全休日を目指して改革というか、そういう方向によろやと重い腰を上げたというか、そういう見方もしていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、なかなか教員の時間外手当なんかは、一般の時間外手当と違って、総枠が決まっています、それが配分という形で、いわゆる時間外に値しないというか、そういう体系らしいですけれども、いずれにしても、そういった背景でもって、今回の部活、いくらかでも子どもたちの解消になるというか、子どもたちの指導の仕方によって、あるいは学校の対応の仕方によって働く教職員の時間外をいくらかでも解消できればという観点から、この部活の改革が言われてきて、今回そういう形になると思います。

今まで言われてきたような、部活では長時間労働はあまりないと。私も思うのは、この地方では子どもの生徒がだんだん少なくなってきましたし、部活を構成するにも大変なくらい子どもが少なくなってきたと伺っていますので、言われるほどの長時間労働、それから部活、積極的にそういう部外の力を借りなくても、現状の中でやっていけると見越せますかどうか、その辺伺いたします。

●議長（堀議員） 教委指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 現状、部活動を実施するに当たり、児童生徒の生徒、部活動ですので中学校になります、生徒が行いたいという部活について、極力対応できないかということを学校は思案し、開設しているところです。これについて、外部の力を借りずに対応可能かということなのですけれども、指導者の中には、必ずしもその競技について精通している者ばかりではなく、子どものために自分も勉強しながら指導に当たっているというような現状がございますので、外部の力があると、よりよい指導ができるのかなとは思っております。部活動の在り方として、競技スポーツを目指すの

か、レクリエーションスポーツを目指すのかというところによっても、またスタンスが変わってくるのですが、やはりせっかく競技を行うわけですから、より専門的な指導を受けることは望ましいとは考えられるところでもあります。現状、外部指導者を呼んだりということが、学校として対応が難しいこともあり、自校の職員の中でより適材適所を目指して指導に当たっているところでもあります。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 この後、しばらくは、そういう外部の指導はいらないとか、積極的に求める予定でもないということですね。それで、町にはスポーツ課とか、それ専門の部門もあるのですが、そういったところとは連携とか、指導だけではないものかと、私も素人的には思うのですが、その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今、議員おっしゃるように、教員の負担軽減というのは、この改革の大きな柱です。先ほども話ありましたように、少子化による部活動数の減少、これは厚岸町でもそうです。それから、教員の負担軽減を考慮すると、もうこれからは全国的に部活は立ちゆかなくなるというところが、まず共通認識に立たなければならないのです。このままでいくと、もう部活は立ちゆかなくなります。これは全国的に、厚岸町も同じです。ですから、この力を地域に移行して、先生がいなくなったから部活がなくなるだとか、そういう現象もたくさんあるので、少しずつ地域に移行しながら、先生がいようと、いまいと、地域の中に子どもたちが文化、それからスポーツの活動ができる、そういうものをつくっていきましょう、そのためにまずは休日から、そのように移行できないだろうかということで、今、国で、それから道、もうすぐ道も出てきます。厚岸町も、先ほど答弁にもありましたように、来年度からもう協議会を立ち上げて、逆に地域の方と一緒に協議をして、中学校の部活動をどうしていくのか。これは部活動だけではなくて、厚岸町の子どもたちの育ち、いわゆる部活も文化も合わせてどのように育てていくのかというのをみんなで考えましょうよとしていかないと、もうこれからは部活は立ちゆかなくなるということです。外部を求めないではなくて、逆に外部にも協力していただいて、地域とおしての部活動の在り方を検討していく、そういう協議会を来年度立ち上げるということでお伝えしたところです。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、今までの問題を一気にこれから解決しようとか、そういう反省とか、見直し含めて、これからの先を考えるということですので、ぜひいい方向性に結論を出していただきたいなと思って、今回の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

●議長（堀議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第92号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第92号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和4年1月9日、議案第3号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は、下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額、1億1,770万円から71万5,000円減額となる1億1,698万5,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

2ページをご覧ください。

参考といたしまして、工事概要と工期の変更前、変更後について記載しておりますが、いずれも内容に変更はございません。

このたびの請負金額の変更理由であります、工事内容の一部変更による減額と、労務単価の変更による増額に伴う請負金額の減額であります。

まず、工事内容の変更につきましては、旧橋撤去のために設置した工事用道路について、当初は旧橋撤去後に撤去をすることとしておりましたが、河川管理用道路として有効に使用できるものと判断したため、撤去を行わないこととしたことによる変更と、民地との境界にある取付道路の位置について、取付道路利用者から位置変更の要望があったため、その位置変更に伴う止水壁の追加による工事内容の変更による228万8,000円の減額となります。

次に、労務単価の変更につきましては、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価に比して、全職種単純平均2.5%上昇した旨の通知が、本年2月24日付けで北海道からありました。国土交通省並びに北海道は、令和4年2月28日以前に契約した工事について、3月1日において工期の始期が到達していないものについて、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議に応じることとしており、当町においても同様の取扱いにすると決定しているところであります。

当該工事は、旧労務単価を適用し、本年1月25日に契約し、3月14日からの工期としているため、受注者からの新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金の変更の

協議に応じることとしたことにより、労務単価が157万3,000円増額となることから、工事内容の減額分と合わせ、工事請負金額71万5,000円の減額として、議会の議決を求めるものであります。

なお、3ページから5ページは、工事の変更箇所を示した位置図、平面図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第4、議案第93号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました、議案第93号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

議案第93号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

当町では、住民の利便性を向上させるため、個人番号カードを利用した住民票の写しと印鑑登録証明書の申請交付について、令和5年4月1日からコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末器でのサービスを開始するため、その準備を進めているところであります。

印鑑登録証明書の交付につきましては、現在は役場や湖南地区出張所、証明書交付事務を取り扱っている上尾幌郵便局に、開庁時間内に出向いた上で、所定の申請書に印鑑登録書を添え、窓口に提出をし、交付を受けなければなりませんが、これを個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末器で申請交付を可能とするため、本条例を制定するものであります。

改正の内容につきましては、議案書により行わせていただきますが、併せて、議案第93号説明資料新旧対照表及び議案第93号参考資料として、関係法令の抜粋と厚岸町におけるコンビニ交付サービスのイメージを配付しておりますので、参考としてください。

初めに、改正前の第16条から第20条の改正は、第15条の次に1条を加えるため、条番号の繰り下げをするものであります。

新たに加える改正後の第16条は、多機能端末器による印鑑登録証明書の交付について定めるもので、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードで、電子署名等にかかる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する、利用者証明用電子証明書が記録されているものを利用して、地方公共団体情報システム機構の使用にかかる電子計算機を経由して、本町の使用にかかる電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末器で、印鑑登録証明書を交付する機能を有するもの、いわゆる多機能端末器に、自ら電子署名等にかかる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第2項の暗証番号と必要な事項を入力することで証明書の交付を申請し、交付を受けることができるとするものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものとしてあります。

なお、多機能端末器による証明書の申請及び交付については、故障対応を含むシステムメンテナンスの時間を除き、地方公共団体情報システム機構のシステムが利用可能な午前6時半から午後11時までを利用可能な時間とする予定であり、本議案の議決をいただいた後、令和5年4月1日のサービス開始に向けて、町民に対し、町広報紙等により周知徹底を図ってまいります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第5、議案第94号 厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第94号 厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

このたび、町立厚岸病院において、入院患者または介護老人保健施設の入所者から新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、釧路市内の新型コロナウイルス感染症の受入病院へ転院搬送するまでの間、当該感染者を他の入院患者及び入所者から隔離する必要があることから、町立厚岸病院3階の病棟の一部を改修し、隔離病室として一人部屋2室、4人部屋2室を確保したところであります。

この隔離病室の運用に当たり、職員が隔離病室において感染者の対応をした際は、現行制度においても、特殊勤務手当の防疫等作業手当の支給対象となりますが、このような場合に、国においては防疫等作業手当の新型コロナウイルス感染症の特例として、さらに支給金額を引き上げているところであります。

本町においても、防疫等作業手当について、国と同様の基準において、新型コロナウイルス感染症に関する特例を設けるため、厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

続いて、改正条文の説明をいたします。

条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別に配付しております議案第94号説明資料の新旧対照表及び議案第94号参考資料の厚岸町職員の特殊勤務手当の支給に関する規則新旧対照表案については、参考として併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書8ページをご覧ください。

初めに、第4条の次に、新たに第4条の2を加える改正であります。

第4条の2は、第4条で規定する防疫等作業手当の特例として加えようとするもので、第1項において支給要件を、第2項において支給額を規定するものです。

第1項で規定する防疫等作業手当の特例の支給対象となる場合は、新型コロナウイルス感染症の感染者の一時受入を行う町立厚岸病院において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる作業に職員が従事したときとするもので、具体的な作業内容は、厚岸町職員の特殊勤務手当の支給に関する規則に規定することとし、同病院の隔離病室に入院する新型コロナウイルス感染症の患者に対して行う看護または看護補助の作業、献体採取または献体採取補助の作業及び隔離病室に入院する新型コロナウイルス感染症の患者が使用した施設等、物件の処理作業を対象とするものです。

なお、この特例の支給対象となる場合においては、第4条で規定している通常の防疫等作業手当の支給は行わないこととします。

第2項で規定する支給額については、通常の防疫等作業手当の支給額が作業に従事した日1日につき1,000円であるのに対し、特例の支給額は、国と同額の作業に従事した日1日につき3,000円とし、さらに新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して

行う作業に従事した場合にあっては4,000円とするものです。

次に、この条例の附則であります。

附則は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

なお、この改正の内容については、令和4年10月31日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年11月15日付け文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第95号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました、議案第95号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

説明につきましては、12の条例にわたるため、少し長くなるのでご了承願います。

地方公務員の定年については、地方公務員法第28条の2第2項の規定により、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるとしており、当町においても職員の定年等に関する条例で定めているところでありますが、今般国は少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少、人生100年時代を迎える中、複雑高度化する行政課題への的確な対応の観点から、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限に生かし、その知識、技術、経験を継承していくため、国家公務員の定年年齢を段階的に引き上げるとともに、組織全体の活力維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けた

め、国家公務員法の改正を行ったところで、これに伴い、国家公務員の定年を基準とし、その定年を条例で定めている地方公務員についても同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律を制定、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

この法律の改正概要につきましては、一つ目は、定年年齢を令和5年度から61歳とし、以降2年ごとに1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降は65歳とすること。二つ目は、管理監督職勤務上限年齢制度、いわゆる役職定年制を導入し、定年年齢の引き上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については、原則60歳に到達後、最初の4月1日までを異動期間とし、管理職以外の職へ降任させること。三つ目は、60歳到達後、最初の4月1日以降の給与水準を60歳時点の7割とすること。四つ目は、定年前再任用短時間勤務職員制度を導入し、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、定年退職日前に退職した職員について、本人が希望する場合に短時間勤務の職に再任用することができること。五つ目は、暫定再任用制度を導入し、定年年齢の引き上げが完成する令和13年度までの経過期間において、雇用と年金の接続の観点から、65歳まで再任用ができるよう現行の再任用と同様の仕組みで対応することで、厚岸町においても、この法律の施行に合わせて、法改正の内容を踏まえた職員制度の移行する必要があるため、関係する条例について、必要な改正をするものと、併せて規定中の字句の整理をするものであります。

また、本条例は12条立ての構成とし、職員の定年等に関する条例ほか、10条例の一部改正並びに厚岸町職員の再任用に関する条例の廃止としておりますので、ご承知置き願います。

なお、改正内容の説明は、議案第95号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、別に参考資料として地方公務員法の抜粋を配付させていただきましたので、併せてご参照願います。

それでは、説明資料の新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条は、職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

初めに、題名の改正は、題名に厚岸町を付するもので、次に、新たに目次及び章名を付するものであります。

第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴う引用条項番号の条ずれの整理及び新たに定年前再任用短時間勤務職員制及び役職定年制に関して条例に規定するため、引用条項番号を追加するものであります。

次に、第1条の次に第2章定年制度として章名を付するもので、第3条の改正は、定年年齢を国家公務員に準じて「65歳」に改めるものと、改正前はただし書きとしていた医師の定年の特例に関する特例を第2項として規定するものであります。

1ページ下段から2ページ、第4条第1項の改正は、役職定年制の特例の適用を受ける職員にかかる退職の特例として、勤務延長に関する規定の追加をするものと、地方公務員法の改正と合わせた字句の整理をするもので、第2項の改正は、定年による退職者に関して、特別な事情により1年を超えない範囲で期限を定め、引き続き勤務させることができるとしていたものに、役職定年制により降任しなければならない期間を延長し、管理監督職となっている職員について3年を超えない範囲で引き続きその職で勤務

させることができるとする規定を追加するものと、地方公務員法の改正に合わせた字句の整理をするもので、第3項及び第4項の改正は、地方公務員法の改正に合わせた字句の整理をするものであります。

次に、本則第3章管理監督職勤務上限年齢制を加えるものであります。

以下、この章に新たに加える規定は、第6条は、役職定年制の対象となる管理監督職は、医師を除く管理職手当の支給を受ける職とする規定で、第7条は、役職定年制の年齢を国家公務員に準じて「60歳」とする規定であります。

2ページ下段から3ページ、第8条は、役職定年制により管理監督職から他の職への降任等を行う場合に遵守しなければならない基準を各号に規定するもので、第1号は人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職務の適性を判断して降任等を行うとする規定、第2号は、人事の計画等を考慮した上で、管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をするとする規定、第3号は、その職員と上位職職員の降任等を同じタイミングで他の職への降任等をする場合において、第1号の基準に従った上で人事の状況及びその他の事情を考慮し、やむを得ないと認められる場合以外、その職員を上位職職員の降任等をした職と同じ職制上の段階か、下位の職制上の段階に降任等をするとする規定で、当町では、管理監督職からの降任は係長相当職とすることを考えております。

第9条は、役職定年制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めるもので、第1項は、当該職務が高度の知識、技能または経験を必要とする場合、勤務環境、その他の勤務条件に特殊性がある場合、担当する者の交代が当該業務の遂行上、重大な障害となる特別な事情がある場合に、職員の降任により公務の運営に著しい支障が生ずるときは、引き続き管理監督職のまま勤務させることができるとする規定、第2項は、管理監督職から非管理監督職への異動期間を3年を限度に、1年を超えない期間内で延長し、引き続きこの管理監督職に勤務させることができるとする規定。3ページ下段から4ページ、第3項は、第1項による異動期間を延長できる場合を除いて、獣医師などの技術職等、欠員補充ができない年齢別人員構成等の特別な事情がある管理監督職の職員、特定管理監督職群については、異動期間を1年を超えない期間で延長し、引き続き勤務をさせ、または特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができるとする規定。第4項は、第1項もしくは第2項の規定により、異動期間が延長された管理監督職の職員について、第3項の事由がある場合または第3項もしくはこの項の規定により、異動期間が延長された管理監督職の職員について、第3項の事由が引き続きあると認められるときは、1年を超えない期間内で、延長された異動期間をさらに延長することができるとする規定であります。

第10条は、役職定年制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例により、異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任等をする場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないとする規定であります。

第11条は、役職定年制による降任等の特例により、異動期間を延長した場合、異動期間中にその事由が消滅したときは、他の職に降任等をするとする規定であります。

次に、本則第4章定年前再任用短時間勤務制を加えるものであります。

新たに加える第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について、60歳に達した

日以後に退職した者を勤務実績等に基づく選考により、非短時間勤務の職に採用することができるとする規定であります。

次に、本則に第5章雑則を加えるものであります。

新たに加える第13条は、規則への委任規定であります。

5 ページ、附則の追加であります。

新たに加える附則第3項は、国家公務員に準じて令和5年度から令和12年度までの間、定年年齢を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置の規定で、附則第4項は、当分の間、職員が60歳になる年度の前年度に当該職員に対して、60歳以後の任用及び給与に関する必要な情報の提供及び勤務の意思を確認する努力義務とする規定であります。

続いて、第2条は、公益法人等への厚岸町職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。

5 ページ下段から6 ページ、第2条第2項の改正は、引用条例名の改正に伴う条例名の変更と、規定中の字句の整理及び公益法人等への派遣の対象とならない職員に役職定年制による降任管理監督職への任用の制限の特例の適用を受ける者を追加するものと、号番号の繰り下げをするものであります。

続いて、第3条は、厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、任命権者が町長に対して行う人事行政の運営等の状況の報告の対象となる「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するため、規定中引用している条項番号を改めるものであります。

続いて、第4条は、厚岸町職員の分限に関する条例の一部改正であります。

第3条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、降級の種類に役職定年制による降任等によるものを追加するもので、第4条の改正は、降格の事由に役職定年制による降任等を追加することに伴う字句の追加と整理を行うものであります。

新たに追加する附則第2項は、給料月額7割措置を実施する間、同措置を本条例の降級の種類に加えるとする規定、6 ページ下段から7 ページ、附則第3項は、給料月額7割措置を適用する場合は、本条例に基づく書面の交付は行わず、別に規則で定めることにより通知を行うとする規定であります。

続いて、第5条は、厚岸町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条の改正は、給料月額7割措置の適用に伴い、減給発令時の給料月額と減額時の給料月額が異なる場合の取扱いを規定するもので、減額する額が給料及びこれに対する地域手当の合計の額の10分の1に相当する額を超えるときは、10分の1とするものであります。

続いて第6条は、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

7 ページ中段から8 ページ、第2条から第4条及び第13条の改正は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

続いて、第7条は、厚岸町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第2条の改正は、引用条例名の改正に伴う条例名の変更及び育児休業をすることができない職員に役職定年制による降任及び管理監督職への任用の制限の特例の適用を受ける者を追加するものと、号番号の繰り下げをするものであります。

第9条の改正は、引用条例名の改正に伴う条例名の改正と、育児短時間勤務をすることができない職員に役職定年制による降任及び管理監督職への任用の制限の特例の適用を受ける者を追加するものであります。

第17条及び第18条は、地方公務員法の改正に伴い、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員等に改めるものであります。

9ページ、続いて、第8条は、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第4条第2項の改正は、一般職の給与に関する法律の規定に合わせた字句の整理で、第3項の改正は、一般職の給与に関する法律の規定に合わせた字句の整理と、昇級を行う際に考慮する事項の明確化をするもので、第4項の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に合わせた字句の整理であります。

第4条の2の改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、第4条の3の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用職員の給料に関する規定」を「定年前再任用短時間勤務職員の給料に関する規定」に改めるものであります。

第4条の4の改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、第5条の2は、一般職の職員の給与に関する法律に規定がなく、適用が想定されない規定を削除するものであります。

9ページ下段から10ページ、第6条の改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、第8条の改正は、他の給与に関する届出に合わせて扶養親族の届出先を町長に改めるものであります。

第11条第1項の改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、第2項及び第3項の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもので、10ページ下段から11ページ、第4項及び第5項の改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理をするものであります。

第15条第1項から第2項第1号までの改正は、一般職の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、11ページ中段から12ページ、第2号の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものと、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理、第3号の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理をするものであります。

第16条の3第2項の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、第3項の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

第16条の6第1項及び第2項各号列記以外の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理で、12ページ下段から13ページ、第2項第1号及び第2号の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

なお、点線下線部につきましては、11月28日開催の令和4年厚岸町議会第4回臨時会で議決をいただいた、議案第82号 厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で改正された規定であります。議案配付時点で公布されていなかったため、改正要旨欄の条例番号は空欄としておりますが、11月29日に厚岸町条例第22号として公布しております。

第18条の改正は、地方公務員法の改正に伴い、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものと、定年前再任用短時間勤務職員の適用除外となる規定の引用条番号の追加をするものであります。

次に、附則の追加であります。

附則第3項は、60歳を超えた職員の給料月額について、国家公務員に準じて7割に減額して支給するとする規定であります。

附則第4項は、第3項の給料月額を7割に減じて支給する規定を適用しない職員として、臨時的に任用されている職員、任期を定めて任用される職員、町立病院で医療業務に従事する医師、役職定年制による降任及び管理監督職への任用の制限の特例の適用を受ける職員等とするとする規定であります。

附則第5項は、役職定年制による管理監督職から降任等をした場合、降任等をされた前日から引き続き、同一の給料表の適用を受ける職員のうち、給料月額に100分の70を乗じて得た額が降任前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、当分の間、その差額を支給するとする規定であります。

附則第6項は、附則第5項により支給された額が、その職員の職務の級における最高号俸の給料月額を超える場合の附則第5項の規定の適用については、降任前と降任後の差額ではなく、最高号俸の給料月額と職員が受ける給料月額との差額を支給するとする規定であります。

13ページ下段から14ページ、附則第7項は、降任等となった日の前日から引き続き給料表の適用を受け、附則第3項の適用を受ける職員であって、附則第5項による差額が支給されている職員との権衡上必要がある職員には、附則第5項及び第6項に準じて算出した額を給料として支給するとする規定であります。

附則第8項は、附則第5項または第7項による給料を支給される職員以外の附則第3項の適用を受ける職員で、任用の事情を考慮して給料を支給される職員との健康上必要がある職員には、附則第5項第、6項及び第7項の規定に準じて算出した額を支給するとする規定であります。

附則第9項は、期末勤勉手当を計算する際の給料月額について、附則第5項、第7項または第8項による給料を支給される職員については、給料月額と附則第5項、第7項または第8項の額との合計額とする読み替え規定であります。

附則第10項は、附則第3項から附則第9項までに定めるもののほか、附則第3項による給料月額、附則第5項の規定による給料、その他附則第3項から附則第9項までの規定の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとする委任規定であります。

14ページ中段から16ページ、別表1は一般給料表、別表2は医療職給料表であります。それぞれ表中の文言の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものと、定年前再任用短時間勤務職員にはフルタイム職員が存在しないこととなるた

め、「基準給料月額」と記載をするものであります。

16ページ中段から17ページ、別表第5、ア、一般給料表等級別基準職務表の改正は、全体的な職及び体裁の整理をするもので、このうち、2級及び3級については、定年年齢引き上げによる職の整理、4級については、同じく定年年齢引き上げによる職の整理と、一般給料表適用の職員が存在せず、今後も発令の可能性がない職務となる「主任薬剤師」「主任診療放射線技師」「主任臨床検査技師」「主任理学療法士」「主任作業療法士」の削除、5級については、一般給料表適用の職員が存在せず、今後も発令の可能性がない職務となる「薬局長」の削除と、現在職員が存在しないが、今後発令の可能性のある職務として「臨床工学技師長」「委員会等の事務局の次長」を追加するものであります。

17ページ中段から18ページ、イ、医療職給料表等級別基準職務表の改正は、一般職給料表等級別基準職務表の改正と同様、全体的な職及び体裁の整理をするもので、このうち、1級については、医療職給料表適用の職員が存在せず、今後も発令の可能性がない職務となる「栄養士」「支援相談員」「主任介護支援専門員」「介護支援専門員」を削除する内容、2級及び3級については、定年年齢引き上げによる職の整理と医療職給料表適用の職員が存在せず、今後の発令の可能性がない職務となる「栄養士」「支援相談員」「主任介護支援専門員」「介護支援専門員」を削除する内容、4級については、定年年齢引き上げによる職の整理、5級及び6級については、現在職員が存在しないものの、今後発令の可能性のある職務となる職を追加するものであります。

続いて、第9条は、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

第19条の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に合わせた字句の整理であります。

続いて、第10条は、厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正であります。

第10条の改正は、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるため、引用条項番号を改正するものであります。

続いて、第11条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、各条の改正及び附則の追加全てが先に説明した第8条厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

24ページになりますが、続いて、第12条は、厚岸町職員の再任用に関する条例の廃止であります。

このたびの地方公務員法の改正により、現行の再任用制度がなくなるため、厚岸町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

議案書32ページにお戻り願います。

この条例の附則であります。

附則第1条は、この条例の施行日で、令和5年4月1日から施行するものとしますが、附則第9条の令和5年度における61歳以降の任用等に関する職員への情報提供の対象とする職員の年齢を60歳とする規定については、公布の日から施行するとするもので

あります。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置で、第1項は、この条例の施行日前に改正前の旧条例により定年による退職の特例により期限または延長された期限が到来する場合の職員について、この条例の施行日以後に到来する延長期限について、新条例に規定する延長の事由があると認める場合は、旧条例に規定する定年退職の翌日から起算して3年を限度として1年を超えない範囲で制限を延長することができるとするもので、第2項は、勤務延長をしている職員の職制については昇任し、降任し、または転任することができないとする規定、第3項は、定年による退職の特例の規定において、期限を延長する場合や繰り上げて退職する場合の同意の規定を第1項の規定による勤務について準用するとする規定であります。

附則第3条及び第4条は、定年退職者等の再任用及び暫定再任用に関する経過措置で、第3条第1項は、本条例の施行日前に退職した者、旧条例及び令和3年改正法の規定により、定年延長をし退職した者、25年以上勤務し60歳以降で退職し5年を経過するまでの間にある者、25年以上勤務し60歳以降で退職し旧地方公務員法の再任用または暫定再任用されたことのある職員のうち、旧条例により65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者で、常時勤務を要する職に関わる旧条例の定年に達している者を勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができるとする規定で、第2項は、本条例の施行日以後に退職した者、新条例の規定により定年延長をし退職した者、新条例による定年前再任用短時間勤務職員に採用された者のうち、任期が満了し退職をした者、25年以上勤務して本条例施行日以後に退職し退職の日から5年を経過する日までの間にある者、25年以上勤務して本条例施行日以後に退職し退職の日から5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことのある者のうち、令和14年3月31日までの間、その年度に適用される定年年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって、採用しようとする常時勤務を要する職の新条例の定年に達している者を、従前の基づく選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、その常時勤務を要する職に採用することができるとする規定、第3項は、第1項及び第2項の任期またはこの項の規定により、更新された任期は1年を超えない範囲内で更新することができるが、任期の末日はその年度に適用される定年年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならないとする規定、第4項は、暫定再任用職員の任期の更新は、更新直前の任期における勤務実績が能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができるとする規定、第5項は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員に同意を得なければならないとする規定であります。

附則第4条第1項は、附則第3条第1項における対象者を同じくし、その職を定年前再任用短時間勤務職員として採用することについての規定で、第2項は、附則第3条第2項における対象者を同じくし、その職を短時間の暫定再任用職員として採用することについての規定、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る任期の更新期間の範囲、任期の末日、更新をすることができる勤務状況等や、あらかじめ同意を得なければならないとするについて、第3条第3項から第5項の規定を準用するとする規定であります。

附則第5条は、令和3年改正法附則第8条第3項の規定で定める職及び年齢で、第1項は、その職については施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする規定で、第2項は、その年齢については前項に規定する職が施行日の前日に設置されているものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じたその職に係る年齢とするとする規定であります。

附則第6条は、令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢で、第1項は、その職については施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とする規定で、第2項は、その年齢については前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、この職を占める職員が常時勤務を要する職で、その職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とするとする規定であります。

附則第7条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員で、第1項は、その職については基準日以後に新たに設置された職及び基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職とする規定、第2項は、その条例で定める者については、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする規定、第3項は、その職員については第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とするとする規定であります。

附則第8条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される定年相当年齢に達した後に、定年前再任用短時間勤務職員とすることができないとする規定であります。

附則第9条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢で、その年齢は60歳とする規定であります。

附則第10条は、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用するとする規定であります。

附則第11条は、厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、厚岸町職員の育児休業等に関する条例において、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用するとする規定であります。

附則第12条第1項は、厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、現行制度において勤務延長となっており、引き続き延長される職員の給料は7割への減額を適用しないとする規定で、第2項は、時間外勤務手当及び通勤手当について、第3項は、期末手当について、第4項は、勤勉手当について、それぞれ暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用するとする規定、第5項は、暫定再任用職員には扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当等は適用しないとする規定であります。

附則第13条は、厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置

で、厚岸町職員の特殊勤務手当に関する条例において、暫定再任用短時間勤務職員を短時間勤務の職を占める職員とみなして適用する規定であります。

附則第14条は、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、附則第12条の厚岸町職員の給与に関する条例の経過措置と同様の内容でありますので、説明は省略させていただきます。

なお、この改正の内容については、令和4年10月12日付け文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年11月15日付け文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

また、この条例についてご審議をいただき、議決いただいた後、速やかに制度の周知と必要となる準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和4年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後4時54分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

●議長（堀議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（堀議員） 日程第7、議案第83号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算、議案第84号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第85号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第86号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計

補正予算、議案第87号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第88号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第89号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第90号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第91号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和4年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

- 委員長（大野委員長） 令和4年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第83号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算ほか8件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第83号 令和4年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和4年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 令和4年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和4年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員会から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、令和4年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後5時01分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 4 年12月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員